

第13号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和33年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の69の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表第5の112の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。